

千葉県における動物の愛護及び管理に関する窓口

犬や猫等に関する相談は次の機関で受付けています。

> 千葉県内にお住まいの方

機関名	所在地	電話番号
習志野保健所	習志野市本大久保5-7-14	047-475-5151
市川保健所	市川市南八幡5-11-22	047-377-1101
松戸保健所	松戸市小根本7	047-361-2121
野田保健所	野田市柳沢24	04-7124-8155
印旛保健所	佐倉市鐮木仲田町8-1	043-483-1133
印旛保健所 成田支所	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231
香取保健所	香取市佐原イ92-11	0478-52-9161
海匝保健所	銚子市清川町1-6-12	0479-22-0206
海匝保健所 八日市場地域保健センター	匝瑳市八日市場イ2119-1	0479-72-1281
山武保健所	東金市東金907-1	0475-54-0611
長生保健所	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167
夷隅保健所	勝浦市出水1224	0470-73-0145
安房保健所	館山市北条1093-1	0470-22-4511
安房保健所 鴨川地域保健センター	鴨川市広場820	04-7092-4511
君津保健所	木更津市新田3-4-34	0438-22-3743
市原保健所	市原市五井中央南1-2-11	0436-21-6391
動物愛護センター	富里市御料709-1	0476-93-5711
動物愛護センター 東葛飾支所	柏市高柳1018-6	04-7191-0050

> 千葉市、船橋市、柏市にお住まいの方は各市の次の機関に御相談ください。

千葉市 動物保護指導センター	千葉市稲毛区宮野木町445-1	043-258-7817
船橋市 動物愛護指導センター	船橋市潮見町32-2	047-435-3916
柏市 動物愛護ふれあいセンター	柏市風早2-4-3	04-7190-2828

令和6年6月発行 千葉県健康福祉部衛生指導課 電話:043-223-2642

人と動物が幸せに暮らす社会に向けて
私たちにできること



今日、学校で動物愛護教室がありました。

動物愛護センターの人の話を聞いて動物にもいろいろな気持ちがあったり、病気やけがをしたり、人と同じように生きている命だということがありました。

もしも、わたしが、だれもない場所で、ひとりぼっちになってしまったり、病気になるっても病院に連れて行ってもらえなかったりしたらどんな気持ちだろう。

そんなことを考えました。これからは、もっといろんな動物の気持ちを考えてあげられるようになりたいです。そして、友だちや家ぞくなど、まわりのみんなの気持ちも大切にできる人になりたいと思います。



人と動物が幸せに暮らすために、知ってほしいことを動画にしました。ぜひ、ご覧ください。



現在でも、全国では、多くの犬猫が殺処分されており、千葉県も例外ではありません。千葉県では収容した犬猫を譲渡してその命をつなぐだけでなく、収容する犬猫を減らすことも重要であることから、次世代を担う子どもへの動物愛護教育に力を入れています。このパンフレットをきっかけに、動物愛護の気持ちと「人と動物の共生する社会」について、家族で話し合っていると幸いです。

詳しくはこちら



動物を飼う前に考えてほしいこと、動物と暮らすときに気をつけてほしいことなどを動画で紹介しています。





動物も心を持っています



チーバくん

動物も、喜んだり、遊びたかったり、おこったり、悲しんだり
私たちと同じように、いろんなことを感じたり、考えたりします。

動物は言葉を話せないけれど、私たちと同じように
心も持っていることをわすれないようにしてください。

自分にされていやなことは、
人にも動物にもしてはいけません。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物を捨てたり、いじめたりしてはいけない理由を「罰則があるから」ではなく、「動物も命なのだから、心を持っているのだから」と、お子様に教えてあげてください。

動物の「しつけ」について

例えば、寂しくて鳴いている犬を静かにさせるため、オヤツを与えたとします。犬の立場から見ると「鳴けばオヤツが貰えた」と考え、次からもっと鳴くようになる可能性があります。逆に、おとなしくできた時に褒めてあげれば、「おとなしくしていたら褒められた」と考え、おとなしくできる犬に育ちます。こういった「しつけ」ができるのも、動物が心を持っているからだ、とお子様にご説明ください。



かわいそうな動物をなくすために

千葉県では、捨てられたり、飼い主の都合で飼えなくなったりした
犬や猫が、動物愛護センターなどにたくさんいます。

みんなががんばって、新しい飼い主を見つけていますが、
殺処分されてしまう(ころされてしまう)こともあります。

なぜ、このような悲しいことがおきているのでしょうか。

また、それを防ぐためにはどうすればよいのでしょうか。

まずは、飼い主が責任をもって正しく飼う・最後まで飼う。

そして、むやみに数を増やさないことなどが大切です。



動物を飼うには責任が伴います

ただ餌を与えてかわいい姿を楽しむだけでは、責任のある飼い主とは言えません。命をないがしろにする大人は、子どもに間違ったメッセージを伝えます。子どもは大人の言動を見て育ちます。命を大切にすることも、動物を思い遣る気持ちも、動物への正しい接し方も、大人の姿から学びます。きちんとした世話をせず、ただ生かしておくだけの飼い方や、適切な繁殖制限をせず、安易に生ませては「捨てる」という行為を見せることは、子どもたちに命に対する間違った考え方を植え付けてしまいます。

飼い主になるということは全てに責任をもつことです。「命をあげる責任」や「周囲に迷惑をかけない、社会に対する責任」があります。そのうえで、最後まで動物を飼うにあたって必要なことやそのための費用などについてもお子様に教えてあげてください。



動物を飼うと、毎日のお世話が10年以上続きます

動物が病気をしたり、自分が病気になっても、お世話はずつぎます。
家族みんなが、それをわかっていないと、動物を飼い始めてから困ることになります。

少しでも飼うことが難しいと感じたら、今は飼わないようにしましょう。

飼わないことも動物を大切にすることのひとつです。

きちんと世話ができると分かり、家族に迎え入れると決まったなら、
愛情を込めてお世話をしましょう。

動物を迎え入れる方法はお店で買う以外に、動物愛護センターや
動物保護団体から動物を譲り受ける方法もあります。



動物には命があります

ペットが寿命を迎えるまで、10年以上、責任をもって飼い続けることができますか? 「飼わない」「今は飼えない」と判断することも動物に対する愛情です。飼う以外にも、自治体や動物保護団体などが行っている取組を支援したり、ボランティアとして参加することで、動物と関わることもできます。動物は、命あるものであり、おもちゃやゲームを買うのとは事情が違うということをお子様にご説明ください。

動物の譲渡(じょうと)について

新たにペットを迎えるには、ペットショップやブリーダーから購入する以外に、動物愛護センターや動物保護団体から譲り受ける【譲渡】という選択肢があります。ペットを迎える選択肢として、迷子や飼育放棄などで飼い主を失ったペットを迎え入れることについて、考えてください。



動物を飼うときに注意すること

もし、あなたが動物を飼うと決めたら、
動物を飼うときのルールを守りましょう。

犬や猫を放し飼いにしない。

犬や猫にとって、家の外は危険がいっぱいです。

仲間同士でけんかをして、けがをするかもしれません。

交通事故にあうかもしれませんし、色々な病気にかかるかもしれません。

また、犬や猫の放し飼いは、まわりの人に迷わくをかけてしまうことにもなります。

例えば、人をかんでしまったり、畑をあらしてしまったり、うんちやおしっこをしてしまうかも。

犬は、にげ出さないように、つないで飼うか、囲いの中で飼うことが必要です。

猫は家の中で飼いましょう。



ルールを守って飼いましょう

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例では、犬は、適切な方法で、囲いの中に抑留するか固定されたものに繋いでおくことが義務となっています。また、猫は、屋内飼いを努力義務としています。これらは、迷惑防止だけでなく犬猫を事故や病気から守り、長生きさせることにもつながることをお子様に教えてあげてください。

